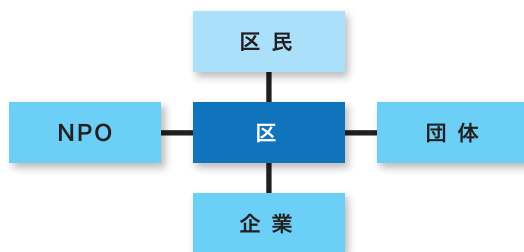


自治基本条例とは？

自治の基本理念、区民の権利および責務、区の責務、区政運営の基本原則、参画と協働・協創のしくみ、区政運営の基本的な事項などを定めた条例です。

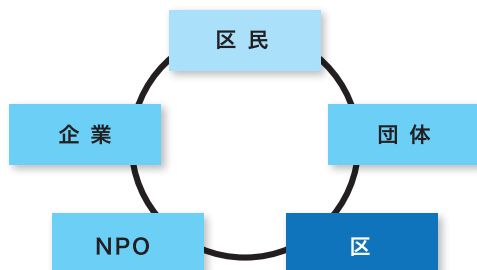
「協働」とは？

「区民と行政、または様々な主体同士が、お互いの特性と役割の違いを理解し、共通の目的のもとに相乗効果を上げながら、公共的課題に取り組むこと」です。



「協創」とは？

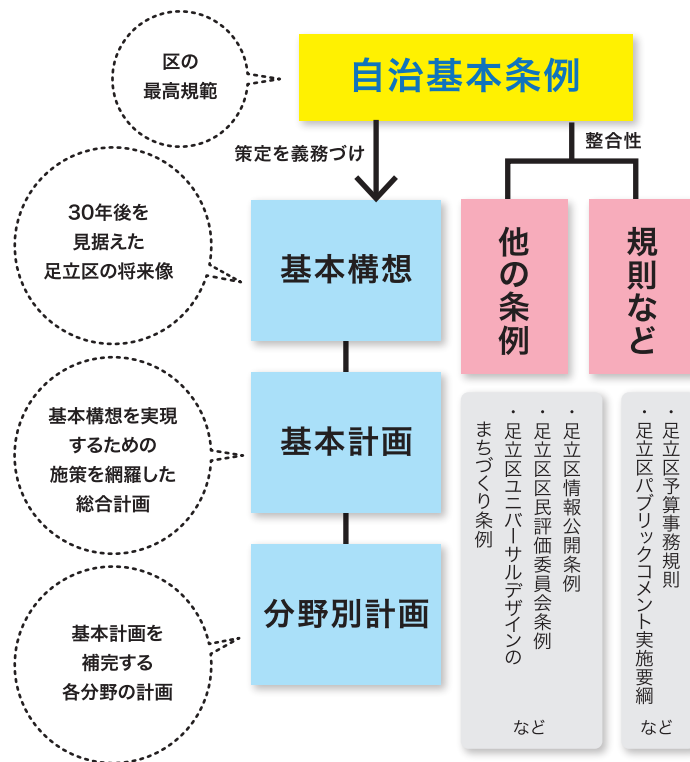
「互いの個性や価値観を認めあい、ゆるやかにつながり支えあうことで、より一層力を発揮する仕組み」です。



自治基本条例の位置づけ

自治基本条例は、区が定める最高規範です。

- 他の条例、規則その他規程の制定改廃にあたっては、自治基本条例の目的に沿って、整合性を図る必要があります。
- 政策の基本的方向性を示す基本構想と、その実現を図るための基本計画その他の計画の策定を義務づけています。



足立区自治基本条例全文は、
こちら



発行／足立区
東京都足立区中央本町1-17-1
3880-5111(代)
発行年月／平成30年9月
編集／足立区 政策経営部 政策経営課



協働・協創 が

未来のあだちをつくる。

足立区

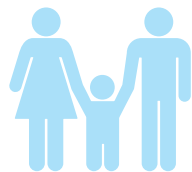
自治基本条例

(概要版)

足立区自治基本条例

平成17年4月1日施行 平成30年4月1日改正

自治基本条例では、このようなことを定めています



区民

区民の権利および責務 (第3条)

権利

- ・区政運営に参画すること
- ・区が保有する情報の公開および提供を受けること

責務

- ・区政に参画するときは、発言と行動に責任をもつこと

自治の基本理念 (第5条)

区民および区は、一人ひとりの人権が尊重され、いきいきと安心して心豊かに暮らせる活力ある足立を、協働・協創により築くことをめざします。



議会

区議会の役割 (第22条)

区民生活の向上のため、区的意思決定機関としての権限を行使し、区民の代表として、その役割を果たします。

行政

区の責務 (第4条)

区長および区は、区の自治を実現するため、誠実かつ公正に区政を執行します。

区政運営の基本原則 (第6条)

- ・区民との協働・協創により区政を運営
- ・区政に関する情報を区民と共有
- ・総合的、計画的かつ効率的な区政運営の実現

自治基本条例に基づく、区の取り組み



情報を届けます。

情報の公開および提供 (第7条)

開かれた区政を実現するため、区が保有する情報を積極的に公開し、提供します。



区政への参画を進めます。

区民参画のしくみの整備 (第9条)

協働・協創による区政運営を進めるため、区民の参画を保障するしくみを整備します。



お声を聴きます。

区民意見表明制度 (第10条) (パブリックコメント)

重要な政策および計画を策定するときは、事前にその案を公表し、区民が意見を述べる機会を設けます。



最少の経費で最大の効果を。

区政運営 (第12-18条)

区政運営の基本原則に基づき、基本構想の策定、効果的な区民サービスの提供、財政運営、行政評価などを行います。